

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

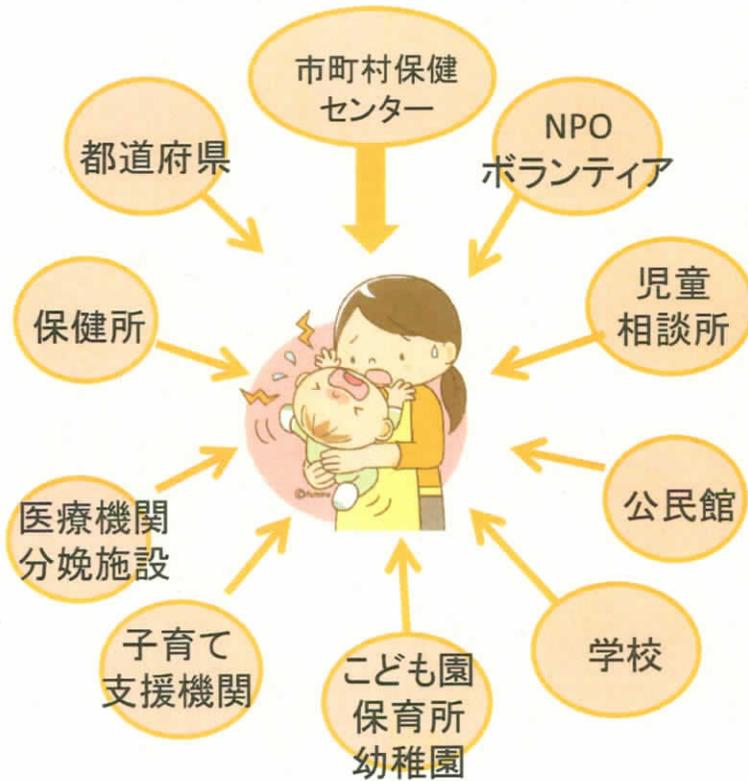
- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、**子育て世代包括支援センター**を立ち上げる。
- **保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより**、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センターを法定化**(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」**母子保健法・平成29年4月1日施行**)。
  - 実施市町村数：**296市区町村(720か所)**(平成28年4月1日現在) ➢ **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。



# 子育て世代包括支援センターのイメージ

## ○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



## ○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整。
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



# 1. 「子育て世代包括支援センター」の満たすべき基本3要件

① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること

② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）

③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）

## 2. 妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

「子育て世代包括支援センター」は、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

### 妊娠期

- ① 妊娠届出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ② 心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④ 妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援



### 出産直後

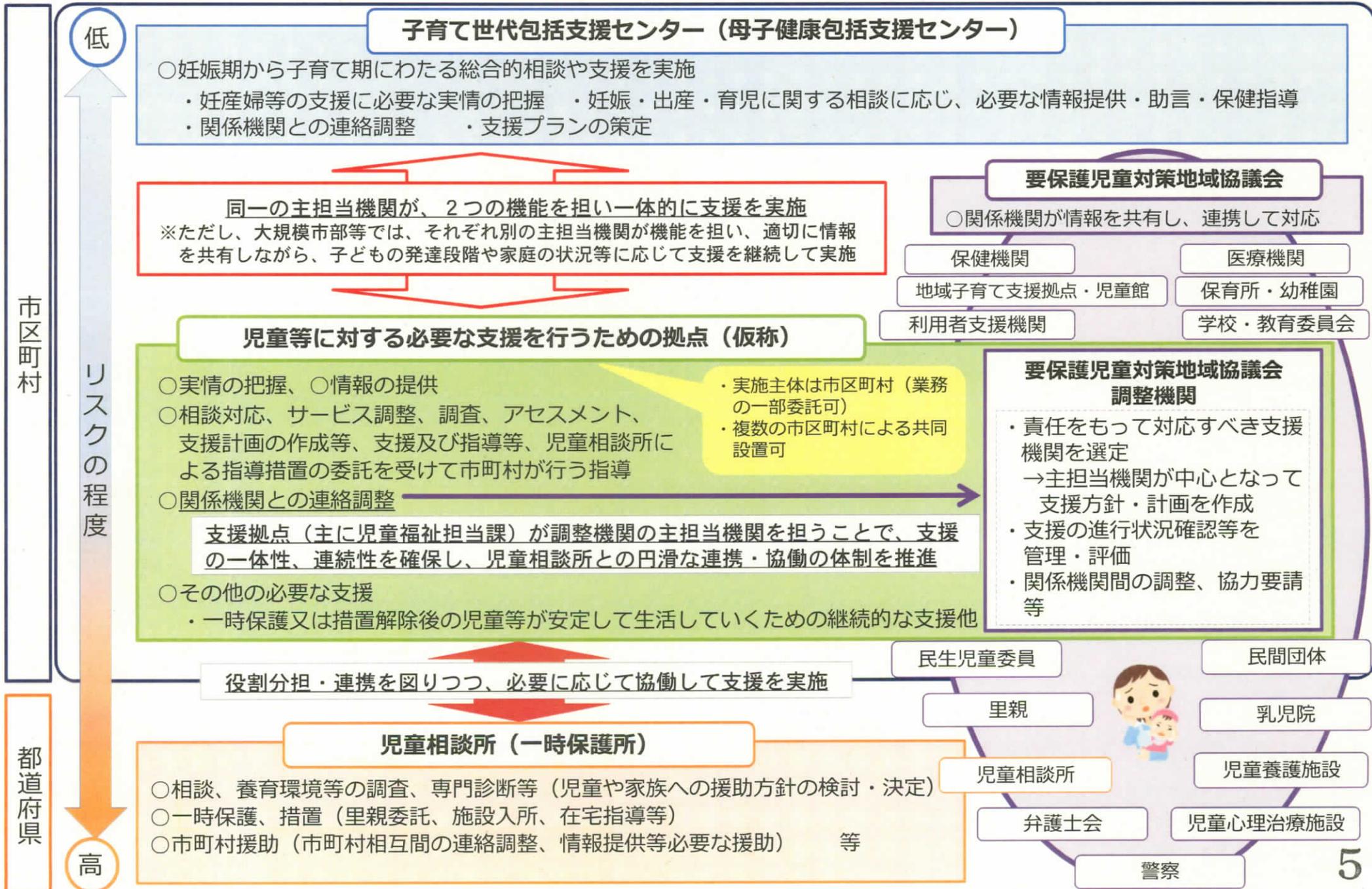
- ⑤ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援(再掲)
- ⑥ 産後ケア事業による、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート
- ⑦ 乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧ 生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握(乳児家庭全戸訪問事業)
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保(養育支援訪問事業)

### 子育て期

- ⑩ 子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等(地域子育て支援拠点事業)
- ⑪ 家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不規則の預かりサービス(一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業)
- ⑫ 保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭ 疾病や障害のある子どもの支援



# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



【分担の例】

➤ 利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を一体的に実施する場合

（事業イメージ） 利用者支援事業（母子保健型）、利用者支援事業（基本型）の両事業を同一の事業者（施設）が受託し、両事業のコーディネーターが同じ場所での1つのチームとなって実施する方法  
 （実施例） 和光市など



【妊産期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



※ 「「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等の関係等について」の整理資料の送付について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室・母子保健課事務連絡 平成 27 年 9 月 30 日）より抜粋

➤ 利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）をそれぞれ立ち上げ、連携して実施する場合

（事業イメージ） 同一市町村において、利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を別々の事業者（施設）が受託するが、両事業のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法



【妊産期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



※市区町村子ども家庭総合支援拠点と一体的に支援を実施することが望まし